

令和6年11月

定例会見

(第151回)

2024.11.8

須崎市長 楠瀬 耕作



須崎市
Susaki City

本日の会見内容

1. 10月の主な活動報告
2. 須崎市の財政状況について(令和5年度決算)
3. マイナ保険証への移行について
4. 第76回人権週間について
5. 教育講演会の開催について
6. 図書館等複合施設市民対話の開催について
7. 須崎のサカナ文化祭の開催について
8. 防災課からのお知らせ
(災害伝言ダイヤル171の使い方、第22回消防組合総合演習)
9. ちいたん☆を運営する株式会社クリーブラッツと
須崎市との裁判について

須崎市戦没者追悼式

* 10月1日(火)
市民文化会館



安和地区 市政懇談会

*** 10月1日(火)**
安和市民交流会館



地方から国の財政の在り方を考える首長の会

* 10月2日(水)
市役所 ※WEB



防災インフラメンテナンス研修in高知

*** 10月3日(木)**
須崎市道の駅



JICA課題別研修 「中南米地域排水処理技術」コース

* 10月4日(金)
市役所



須崎市制施行70周年記念式典

* 10月6日(日)

市民文化会館

須崎市制施行70周年記念式典



国道494号整備促進期成同盟会 四国地整局要望活動

* 10月8日(火)
香川県高松市



すさきオープンウォータースイミング2024 実行委員会

*** 10月8日(火)
市役所**



「ノーコード宣言シティー」宣言

* 10月9日(水)
市役所



HOTEL AZ高知須崎店 新築工事 地鎮祭

* 10月9日(水)
市内



全国地域安全運動

「安心安全なまちづくりの日」高知県民のつどい

*** 10月10日(木)**
高知市



株式会社カネエイ様 より 寄附受領

* 10月11日(金)
市役所



小中学校等の図書の実充に關し須崎市へ100万円の寄附

万博自治体参加催事共同出展実行委員会 設立総会

*** 10月11日(金)**
市役所 ※WEB



須崎市民生委員児童委員協議会との 意見交換会

* 10月11日(金)
市役所



高知県防災砂防協会 通常総会

* 10月15日(火)
高知市



四国市長会議

* 10月16日(水)
徳島県美馬市



美馬市 経済部

オーディオ

ビデオ

参加者

共有

AI Companion

アプリ

詳細

退出

中田・島尾法律事務所

* 10月16日(水)
徳島県徳島市



すさきオープンウォータースイミング2024

* 10月19日(土)、20日(日)
浦ノ内



「日本で一番子どもたちが本を読むまちをつくる会」 選書会

* 10月22日(火)
須崎小学校



高幡地域アクションプランフォローアップ会議

* 10月22日(火)
市役所



12月補正予算 市長査定

* 10月25日(金)
市役所



須崎市・中土佐町・津野町シルバー 人材センター 設立30周年記念式典

*** 10月25日(金)**
須崎市道の駅



土佐清水市制施行70周年記念式典

* 10月26日(土)
土佐清水市



高幡消防組合総合演習

* 10月27日(日)

桐間防災活動支援施設



市町村の下水道事業を考える首長懇談会

* 10月29日(火)
東京都



株式会社パンクチュアル 内定式

* 10月30日(水)
高知市

須崎市長 祝辞

 PUNCTUAL Inc.

須崎市の財政状況について (健全化判断比率)

須崎市の健全化判断比率と資金不足比率

比 率		説 明	R1年度 比率	R2年度 比率	R3年度 比率	R4年度 比率	R5年度 比率	早期健全化 基準※
健全化 判断比率	実質赤字比率	一般会計等を対象にした赤字の比率	赤字なし	赤字なし	赤字なし	赤字なし	赤字なし	13.99%
	連結実質赤字比率	すべての会計を対象にした赤字の比率	赤字なし	赤字なし	赤字なし	赤字なし	赤字なし	18.99%
	実質公債費比率	一般会計等が負担する借金の返済の比率	16.0%	14.9%	13.6%	12.4%	12.5%	25%
	将来負担比率	一般会計等が将来に負担すべき負債の比率	97.2%	60.2%	44.7%	13.0%	—	350%
資金不足比率		公営企業(水道など)の資金不足額の比率	赤字なし	赤字なし	赤字なし	赤字なし	赤字なし	20%

※ 各比率が早期健全化基準を超えると健全化に向けた取り組みを行わなければなりません。

実質公債費比率 12.5%

- 標準的に入ってくる税金や地方交付税などのうち、何%が借金の返済に使われるかを示す値
- この値が18%以上になると、新たな借金をするためには国や県の許可が必要
- 令和5年度は12.5%で、令和4年度と比べて0.1%増加

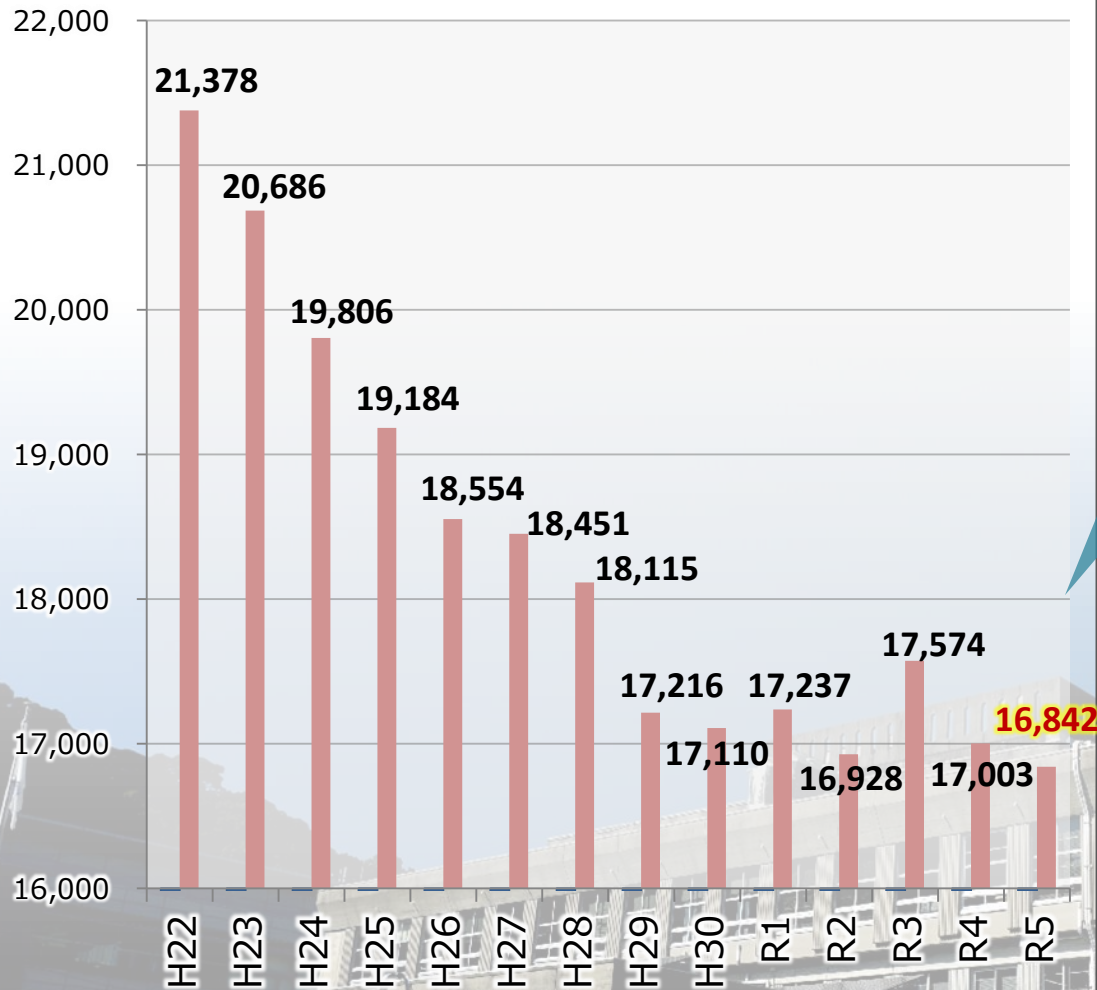
将来負担比率

- 市債(借入金)や将来にわたる支払負担額など、現在抱えている負債の大きさを、その団体の財政規模に対する割合で表したもの
- 令和5年度は将来負担額より充当可能財源等が多いため、比率導入以来、初めて比率なし

須崎市の財政状況について (市債 残高)

市債 残高

単位：100万円



令和5年度末残高

168億 4,193万円

※ 令和4年度末と比べて
1億6,077万円 減少

さらに健全化を進めるため、
須崎市ではお金の集め方や
使い方を見直しています

数値目標を設定した**収納率の向上**

ふるさと納税の推進および
民間資金の活用による財源確保

補助金・負担金などの見直し

事務の効率化

須崎市の財政状況について (基金積立金 残高)

基金積立金 残高

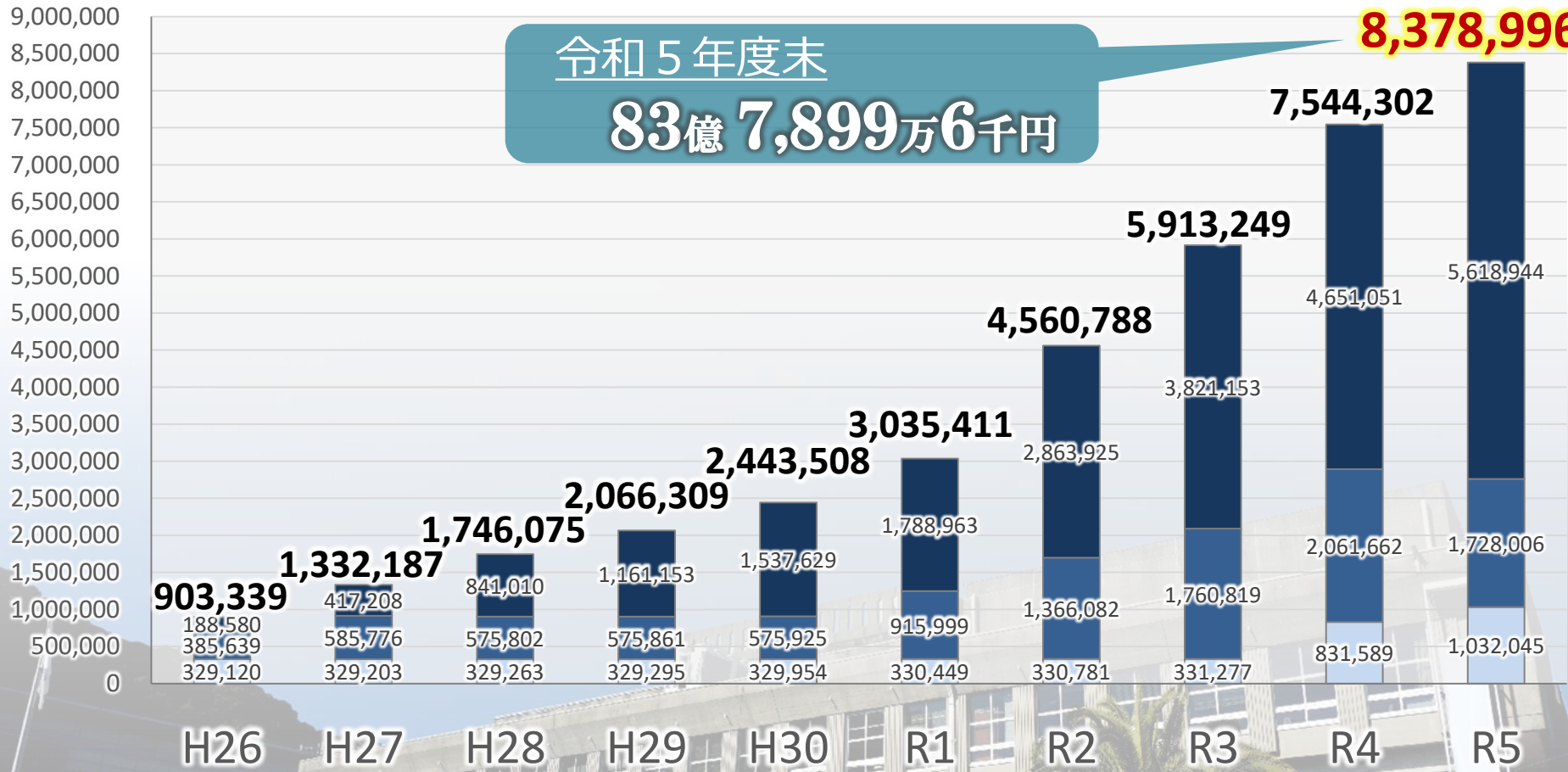
(決算統計ベース)

単位：千円

8,378,996

令和5年度末

83億 7,899万6千円



■ 財政調整基金 ■ 減債基金 ■ その他特定目的基金

令和5年度 決算の状況

(普通会計)

歳入総額
197億6,770万円
 前年度から21億6,401万円増加

**5億8,601万円の
 黒字**

歳出総額
191億8,169万円
 前年度から19億9,096万円増加

構成比 13.7%	市税	27億198万円	個人市民税・固定資産税などの税金
23.5%	地方交付税	46億3,722万円	全国一律の行政水準を維持するために 国から交付されるお金
13.8%	国庫支出金	27億2,070万円	用途が定められて、国から交付されるお金
9.4%	県支出金	18億5,477万円	用途が定められて、県から交付されるお金
8.1%	市債	16億1,073万円	施設などを造るための須崎市の借金
17.9%	寄附金	35億4,162万円	ふるさと納税などの寄附金
13.6%	そのほか	27億68万円	国・県が須崎市に代わって集めた税金や ごみ処理の手数料など

低所得世帯への支援事業の実施などにより、1億7,944万円の増加

新型コロナウイルス感染症対応
地方創生臨時交付金の減など
により、9,139万円の減少

新魚市場建設事業の実施など
により、5億21万円の増加

スポーツセンター整備事業、新
魚市場建設事業の実施のため
4億3,306万円の増加

ふるさと納税の増加などにより、
7億4,603万円の増加

総務費	54億1,654万円	構成比 28.2%	庁舎などの財産管理や戸籍・住民基本台帳、 地域振興などに掛かったお金
民生費	47億6,872万円	24.9%	医療・福祉・保健などに掛かったお金
公債費	18億3,043万円	9.5%	市債の返済のためのお金
土木費	12億8,614万円	6.7%	道路や公園などを整備するためのお金
教育費	17億5,825万円	9.2%	学校運営や生涯スポーツ推進に掛かったお金
消防費	6億4,112万円	3.3%	消防活動や防災対策のために掛かったお金
そのほか	34億8,049万円	18.2%	産業振興やごみ処理に掛かったお金

令和5年度 決算の状況 (特別会計)

事業	歳入	歳出	差し引き
巡航船	2,562万円	2,562万円	0
バス	1,855万円	1,855万円	0
スクールバス	762万円	762万円	0
国民健康保険	29億1,153万円	27億8,206万円	1億2,947万円
後期高齢者医療	4億3,621万円	4億1,777万円	1,844万円
住宅新築資金等貸付	2,427万円	1億8,182万円	△1億5,755万円
下水道	8億2,861万円	8億1,275万円	1,586万円
漁業集落排水	1,721万円	1,555万円	166万円
介護保険	25億7,929万円	25億1,902万円	6,027万円

マイナ保険証への移行について

□ **令和6年12月2日から保険証の新規・再発行を終了します**

□ **お持ちの保険証は 令和6年12月2日以降も保険証に記載された有効期限まで使用できます**

□ **令和6年12月2日以降は「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」を発行します**

お問合せ先

市民課保険医療係 ☎0889-42-1355

(令和6年1月時点)

マイナ保険証をご利用ください



-本年12月2日から現行の保険証は発行されなくなります-

マイナ保険証を使うメリット

① 医療費を20円節約できる

紙の保険証よりも、皆さまの保険料で賄われている医療費を20円節約でき、自己負担も低くなります。

マイナ保険証の方が自己負担も低くなるんだ



② より良い医療を受けることができる

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。

よく覚えてない内容もあるから助かるわね



③ 手続きなしで高額医療の限度額を超える支払を免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

一度に高額な負担をしなくて済むわ



第76回「人権週間」について

人権作文発表会 ・ じんけん講演会

- ◆日時 12月5日(木) 午後1時30分開場
- ◆場所 須崎市立市民文化会館 大ホール

午後2時～ 小中学生の人権作文発表会
市内小中学生の発表

午後3時～ じんけん講演会

講師 渡會 睦子さん

(東京医療保健大学 医療保健学部 教授)

演題 須崎市の子どもたちの人生を

豊かに育むために

第76回「人権週間」について

人権週間 地区別講演会

月日	時間	会場	演題	講師
12月4日(水)	午後7時～	吾桑交流会館 (吾桑公民館)	「ピープルファースト ー認知症基本法からの 地域共生社会の実現ー」	NPO法人しいのみ 理事長 永野 縁 さん
12月5日(木)		多ノ郷公民館	だれもが幸せにくらすために ～インターネットによる人権侵害～	(公財)高知県人権啓発センター 研修講師 武田 伸二郎 さん
12月6日(金)		交流ひろばすさき (須崎公民館)	だれもが幸せにくらすために ～人権について～	(公財)高知県人権啓発センター 研修講師 高見 節生 さん
		新荘公民館	だれもが幸せにくらすために ～高齢者の人権～	(公財)高知県人権啓発センター 研修講師 利岡 徳重 さん
12月9日(月)	午後 6時30分～	浦ノ内市民交流会館 (浦ノ内公民館)	浦ノ内地区小中学生意見発表 ----- 「心豊かに生きたい」	発表者：小学生と中学生 浦ノ内中学校長 西森 大城 さん
	午後7時～	上分交流会館 (上分公民館)	上分地区小中学生意見発表 ----- だれもが幸せにくらすために ～高齢者の人権～	発表者：小学生と中学生 (公財)高知県人権啓発センター 研修講師 江淵 弘明 さん
12月10日(火)	午後6時～	南公民館	だれもが幸せにくらすために ～災害と人権～	(公財)高知県人権啓発センター 研修講師 中田 正康 さん

教育講演会の開催について

須崎市教育講演会

須崎市の子どもたちのミライのために
～家庭で取り組む教育環境づくり～

令和6年 **11月16日** (土)

お子様連れも
大歓迎!

① 10:00～11:30

② 14:00～15:30

(※開始30分前に開場します。各回とも同じ内容です)

【会場】
須崎市立市民文化会館 (大会議室B)

右の二次元バーコードを読み取り、
お申し込みください。

(申し込み期限: **11月13日** (水))



【講師】

須崎市教育政策プロデューサー
前 さいたま市教育長 **細田 眞由美** 氏

【講師よりメッセージ】

私は、昨年度までさいたま市の教育長を務めていました。
その間、さまざまな教育政策にチャレンジし、とりわけ英語教育は、5回連続英語力日本一を成し遂げました。
ご縁があって、7月から須崎市教育政策プロデューサーとして須崎市の教育に関わっておりますが、ここではさいたま市でできたことはもちろん、さいたま市でできなかったことにもチャレンジできると感じています。

世界は予測困難な時代を迎えています。
将来、そうした社会を須崎市の子どもたちがたくましく生き抜いていく力をつけるために、家庭でできることを皆さんと共に考えていきたいと思っております。

多くの皆様のご参加をお待ち
しています!



【主催】須崎市教育委員会
【お問合せ】須崎市学校教育課 0889-42-5291

● **日時**
令和6年11月16日 (土)

① **10:00～11:30**

② **14:00～15:30**

● **会場**
須崎市立市民文化会館
(大会議室B)

● **申込方法**
11月13日 (水) までに下記
から申し込みフォームにアクセス
し、必要事項を入力



図書館等複合施設の市民対話の開催

第3回市民対話の開催

- > 日時：令和6年11月21日(木)
16:00～17:30(予定)
- > 会場：多ノ郷公民館



第3回市民対話 2024年11月21日(木)
【テーマ】こども・若者の声を聞こう 16:00-17:30 ※中止の場合は市のHPでお知らせします
施設の使い方を参加者同士の対話形式で考える意見交換会を実施します。お気軽にご参加ください。 会場：多ノ郷公民館 **お申し込み不要**

新しい図書館ができるまでのプロセスを発信中！
すさきのすづくり Instagram @susakinokusuzukuri
note <https://note.com/susakinokusuzukuri/>



お問い合わせ：須崎市教育委員会 生涯学習課 TEL 0889-42-8591

須崎のサカナ文化祭の開催について

めでためでたの縁日大祝賀会!

70th
ANNIVERSARY
SUSAKICITY
祝 市制70周年

スサキに
来てね~☆

めでたい
めでたい☆

須崎の
サカナ
文化祭

11/9^土・10^日・16^土・17^日
須崎緑日商店街・須崎八幡宮

祝

祝

街中お祝い! 街中おいしい、たのしい!

市制70周年祝賀 庖丁式・
雅楽奉納演奏

●11月9日土/13:30-14:50 ●須崎八幡宮



サカナ文化祭
街中大宴会

●須崎音頭 ●ステージイベント
●キッチンカー&マルシェ
●漁協による魚販売「須崎の魚まつり」
●11月 9日土/【昼の部】10:00-16:00
【夜の部】18:00-20:30
●11月10日日/11:00-16:00



和食の巨匠 野崎洋光先生 presents
須崎のサカナ本舗
特別メニュー

●11月16日土・17日 須崎のサカナ本舗

エンタメ マグロ解体ショー

●11月10日 須崎のサカナ本舗

絵師・柳太郎展
「須崎縁起絵図」

●11月9日土-23日 土 須崎
●すさきまちかどギャラリー

市制70周年祝賀

庖丁式・雅楽奉納演奏

●11月9日(土) 13:30~14:50 ●須崎八幡宮

サカナ文化祭 街中大宴会

●11月9日(土) 【昼の部】11:00~16:00
【夜の部】18:00~20:30
●11月10日(日) 11:00~16:00

- 須崎音頭 ●ステージイベント
- キッチンカー&マルシェ
- 漁協による魚販売「須崎の魚まつり」等

エンタメ マグロ解体ショー

●11月10日(日) ●須崎のサカナ本舗

絵師・柳太郎展「須崎縁起絵図」

●11月9日(土) →23日(土・祝) ●すさきまちかどギャラリー

和食の巨匠 野崎洋光先生 presents
須崎のサカナ本舗 特別メニュー

●11月16日(土)・17日(日) ●須崎のサカナ本舗

災害伝言ダイヤル171の使い方



○ NTT東西が提供する災害伝言ダイヤル「171」

被災者が安否メッセージを登録し、それ以外の人聞く「声の伝言板」

伝言を**録音**する

伝言を**再生**する

「171」にダイヤルする

「1」を押す

「2」を押す

被災地の方はご自宅の電話番号を入力、被災地域以外の方は、
被災地の方の電話番号を市外局番から入力

「1」「#」を押す

「1」「#」を押す

「録音する」(30秒)

「再生」が始まる

「9」「#」を押す(終了)

1回の録音時間は30秒なので
必要な情報を簡潔にまとめましょう！

第22回高幡消防組合総合演習

1 訓練の概要

(1) 日時

令和6年10月27日(日)9時30分～15時00分

(2) 場所

桐間防災支援活動施設

須崎消防団入賞
おめでとうございます!



2 参加者

(1) 訓練参加者

高幡消防組合本部・須崎消防署・高幡消防組合各市町消防団
計179名

(2) 来賓等

ア 須崎市長、副市長・中土佐町・四万十町・梶原町・津野町長
・各市町防災担当課長等

イ 高知消防協会・高知県危機管理部消防政策課

ウ 須崎市議会

ちいたん☆を運営する株式会社クリーブラッツ（クリーブラッツ社） と須崎市との裁判について

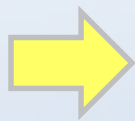
事件名

■令和3年(ワ)第18479号損害賠償請求事件

⇒クリーブラッツ社が当市に損害賠償を求めて訴えた事件

■令和5年(ワ)第70136号使用差止め等反訴請求事件

⇒当市がクリーブラッツ社に対し、「キャラクターちいたん☆」の活動差止め等を求めた反訴事件



第一審(東京地方裁判所)の弁論が、令和6年10月17日に終結し、令和7年2月7日に判決が言い渡される

双方の共通認識

「キャラクターちいたん☆」は、しんじょう君に似せてデザインされたこと

ちいたん☆を運営する株式会社クリーブラッツ（クリーブラッツ社） と須崎市との裁判について

双方の主張（対立点）

■クリーブラッツ社

○「キャラクターちいたん☆」の活動は、当市より黙示の許諾（正式な書類による許可はないが、「キャラクターちいたん☆」が誕生してからの活動に対し、当市が異議の意思表示をしていないことにより、許可と同等の効果がある）を得ており、適法な活動である。

■須崎市

○当市は、生き物である「コツメカワウソちいたん☆」に観光大使を委嘱したもので、「キャラクターちいたん☆」は、当市の意に反しクリーブラッツ社が強引に製作し活動をはじめ、既成事実を積み重ねたもの。

○クリーブラッツ社を信頼できなくなり、観光大使を解任した時点で「キャラクターちいたん☆」も活動を停止すべき。

○仮に黙示の許諾が成立するとしても、その許諾は「何に対し？」「いつまで（期限）？」「対価は？」等、何も定かではなく、このような不安定な法的関係を継続させることは、

一方的に権利者である当市に不利益（経済的不利益＋イメージ等のソフト的不利益）をもたらすものである。

ちいたん☆を運営する株式会社クリーブラッツ（クリーブラッツ社）と須崎市との裁判について

これまでの経過

